

事例2 地下水汚染判明時の 地域へのリスク情報提供

経緯 府の地下水モニタリング調査で、ふっ素の汚染判明

対応① 汚染事実と対応方針を報道提供、ホームページ掲載

対応② 地元市町村 → 各戸訪問、自治会に説明
汚染の事実と「井戸水の飲用を控えてください」

対応③ 周辺の井戸の利用状況把握 → 飲用指導

対応④ 周辺の井戸の水質調査 → 汚染の拡がりの把握
※自ら調査を希望する家庭には、保健所への委託方法を案内

対応⑤ 水質調査と原因調査の結果を報道提供、自治会に説明

報道提供内容(抜粋)

1 内容

本日、豊能町余野地区の井戸から、ふっ素が環境基準値を超えて検出したことを確認しましたのでお知らせします。この調査結果は大阪府が実施した平成 24 年度の地下水質常時監視における概況調査(※)において把握したものです。

現時点において、健康被害の情報はありません。

府は、「3. 今後の対応」のとおり、安全の確認に努めてまいります。

※概況調査：水質汚濁防止法に基づき、府内の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査

物質名	測定値	環境基準	水道水質基準
ふっ素	1.7mg/L	0.8mg/L 以下	同左

3 今後の対応

大阪府は、大阪府地下水質保全対策要領に基づき、関係機関と連携し、以下のとおり対応します。

- ・ 検出場所を中心とした概ね半径 500m の範囲内（以下「周辺地域」といいます。）の飲用井戸の所有者に対し、飲料水には安全な水道水を利用することの周知
- ・ 汚染範囲を確認するための、周辺地域における井戸水の水質調査
- ・ 汚染原因の調査及び対策の指導

なお、周辺地域においては、現段階では3件の井戸（うち飲用1件）があるとの情報があります。

報道提供第2報内容(抜粋)

平成24年10月23日に資料提供しました豊能郡豊能町余野地区におけるふっ素の地下水汚染について、周辺への汚染の拡がりの状況を確認するため、大阪府が、地下水汚染が判明した地点を中心とする半径500mの範囲(以下「周辺地域」という。)にあった井戸のうち7井戸(別添調査地点図参照)で調査したところ、環境基準値及び水道水質基準値の超過は確認されませんでしたので、お知らせします。

周辺地域内においてふっ素を使用している工場・事業場はなく、汚染原因は自然由来である可能性が高いと考えられます。この地域は自然由来のふっ素が地下水から検出される地域と考えられることから、今後も飲料水には安全な水道水等を利用するよう、引き続き井戸所有者に対して周知していきます。

(調査結果 略)

2. 今後の対応

大阪府では今後、地下水汚染の状況について継続的に監視する予定です。

お宅の井戸水は大丈夫？

「水質検査していますか？」

家庭用の井戸は、一般に浅い井戸が多いため、井戸の周囲の影響を受けやすく、気づかないうちに井戸水が汚染されていることがあります。大腸菌などの細菌に汚染されたり、また、北摂地域は地質に由来すると考えられるふっ素、ひ素が検出されたりする場合があるので、水質管理には十分な注意が必要です。飲み水に使用する場合は、使い始める時に水質検査（有料）を行い、その後も年に1度は水質検査（有料）を実施して水質基準に適合していることを確認しましょう。なお、水道がある場合には、飲み水には安全な水道水を利用しましょう。

▼問合せ II 大阪府池田保健所衛生課

☎ 751-29900

リスコミの推進 大阪府の取り組み事例

大阪府 / 土壌汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域及び第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域 - Windows Internet Explorer

http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/jiban/site.html

大阪府 / 土壌汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域

大阪府
Osaka Prefectural Government

トップ | [暮らし・住まい](#) | [まちづくり](#) | [人権・男女](#) | [共同参画](#) | [福祉・子育て](#) | [教育・学校・青少年](#) | [健康・医療](#) | [商工・労働](#) | [環境・リサイクル](#) | [農林・水産業](#) | [都市魅力・観光](#) | [都市計画・都市整備](#) | [防災・危機](#)

ホーム > [環境・リサイクル](#) > [生活環境保全](#) > [地盤・土壌](#) > 土壌汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域及び第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域

土壌汚染対策法第6条第1項に基づく要措置区域及び第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域

- ・ [泉南市馬場1丁目573番の一部](#)
- ・ [西石市高砂1丁目7番4の一部](#)
- ・ [藤井寺市津堂2丁目29番1の一部](#)
- ・ [交野市大字私市3029番の一部](#)

インターネット
による
情報提供
(指定区域台帳)



形質変更時要届出区域情報

大阪府では、土壌汚染対策法(平成15年2月15日施行)第11条第1項の規定に基づき、次のとおり形質変更時要届出区域を指定しました。

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	指定区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
整-22-6	平成23年2月4日	指-14号	藤井寺市津堂二丁目29番1の一部	374.8平方メートル	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物

[大阪府告示第147号 \[PDFファイル/5KB\]](#)

[形質変更時要届出区域台帳 \[PDFファイル/15KB\]](#)

[調査対象地位地図 \[PDFファイル/583KB\]](#)

(図面、調査結果も閲覧可能。)

大阪府/情報 - Windows Internet Explorer

http://www.pref.osaka.jp/kankyo/hozen/jiban/jouhou.html

大阪府/情報

大阪府
Osaka Prefectural Government

トップ 暮らし・住まい 人権・男女 福祉・ 教育・学校・ 健康・医療 商工・労働 環境・ リサイクル 農林・ 都市魅力・ 観光

ホーム > 環境・リサイクル > 生活環境保全 > 地盤・土壌 > 情報

情報

- [土壌汚染対策法に基づく要措置区域等\(要措置区域・形質変更時要届出区域\)情報\(平成24年1月13日更新\)](#)
- [大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域\(要措置管理区域・要届出管理区域\)情報\(平成23年8月24日更新\)](#)
- [大阪府に報告のあった土壌調査結果等の情報\(平成23年10月31日更新\)](#)

自主的な土壌 調査結果情報 の提供

調査対象地の所在地	報告年月	調査対象地面積 (㎡)	調査対象物質	調査地点数	基準超過物質	基準超過地点数	最大濃度	基準超過区域面積 (㎡)	区域指定	適用	措置内容及び進捗
〇〇市〇〇町〇〇番地	H22年5月	2,700	第一種特定物質 第二種特定物質	37	TCE PCE	3	溶出量 TCE: 0.15 mg/L PCE: 0.12 mg/L	300	H22年6月 要措置区域指定 H22年12月 要届出区域指定	法	掘削除去(H22年10月実施)(一部) 原位封じ込め(H22年12月実施)(完了)

リスク情報に ついての ポータルサイト

化学物質は私たちの生活を豊かにし、また、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで影響を及ぼすおそれ(環境リスク)があるものがあります。

化学物質による環境リスクの大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物

$$\text{環境リスクの大きさ} = \text{有害性の程度} \times \text{暴露量}$$

環境リスクを低減するためには、工場や事業所からの化学物質の環境中への排出量を削減したり、有害性の低い化学物質を使用したりします。しかし、環境リスクを完全になくすことは不可能であるため、環境リスクに関する情報・知識を関係者が共有し、化学物質に係るリスクについての意思疎通を図る必要があります。

お知らせ

[「化学物質管理セミナー キャラバン2012 ～化学物質管理における事業者の役割と情報伝達の重要性～」](#)(主催:経済産業省)

リスクコミュニケーションについて

リスクコミュニケーションについて

化学物質やその環境リスクについて学び、調べ、参加する(環境省)(外部サイトを別ウィンドウで開きます)	化学物質やその環境リスクについて、「市民」に伝えています。
リスクコミュニケーション(経済産業省)(外部サイトを別ウィンドウで開きます)	リスクコミュニケーションについてわかりやすく解説しています。
リスクコミュニケーションの解説(独立行政法人製品評価技術基盤機構)	リスクコミュニケーションについての事例紹介や解説があります。

リスクコミュニケーションの 推進について検討中の項目

- 有害物質使用施設の公開リスト化
- 自然由来汚染、埋立地汚染の集約情報の提供
- リスク管理事例の紹介
- 制度についてわかりやすい説明、情報提供、QA
- 各種説明会等での説明
- 広範な質問受付窓口の開設